

船舶事故調査報告書

平成26年7月10日
 運輸安全委員会（海事部会）議決
 委員長 後藤昇弘
 委員 横山鐵男（部会長）
 委員 庄司邦昭
 委員 石川敏行
 委員 根本美奈

事故種類	釣り客死亡
発生日時	平成26年3月9日（日） 12時00分ごろ
発生場所	長崎県長崎市 ^{ほとけ} 仏鼻付近 長崎市所在の能瀬 ^{のうせ} 灯標から真方位338° 2,300m付近 （概位 北緯32° 49.4′ 東経129° 43.3′）
船舶事故の概要	瀬渡船 ^{つりしお} 釣潮丸は、操縦者が1人で乗り組み、長崎県長崎市仏鼻の岩場で釣り客の瀬渡し作業中、岩場から同船に移乗しようとしていた釣り客1人が、平成26年3月9日12時00分ごろ同船の乗降用タラップから落水し、死亡した。
事故調査の経過	平成26年3月9日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか1人の船舶事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 釣潮丸、4.5トン NS3-501527（漁船登録番号）、個人所有 10.99m×2.64m×0.93m、FRP ディーゼル機関、279.49kW、昭和57年11月10日 第292-30211号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 47歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成20年3月19日 平成26年2月9日をもって失効していた。 釣り客 男性 40歳
死傷者等	死亡 1人（釣り客）
損傷	なし
事故の経過	瀬渡船釣潮丸（以下「本船」という。）は、操縦者が、1人で乗り組み、本船の常連客であった釣り客1人（以下「本件釣り客」という。）を乗せるため、仏鼻の岩場へ船首に装備の乗降用タラップ（以下「本件タラップ」という。）の先端を押し付けていた。 本件釣り客は、釣り用の防寒着の上下及び救命胴衣を着用し、磯靴を履いており、左手に釣り竿及び餌箱を、右手にクーラーボックスを

それぞれ持ち、本件タラップに向かって左斜めから近づいた。

本件釣り客は、平成26年3月9日12時00分ごろ、クーラーボックスを前方に持ちながら、本件タラップに乗り込もうとしていたとき、釣り竿及び餌箱を持った左腕が向かって左側のハンドレールに当たり、体勢が左方向に崩れた際、クーラーボックスを放した右手で一旦は左側のハンドレールをつかんだものの、右舷船首下の海面に落水した。

(写真1参照、現場調査時に状況を模擬的に撮影)



写真1 乗り込み状況

操縦者は、本船を約10m後方に下げ、船首方を見たところ、本件釣り客が両腕をバタバタさせて仏鼻の岩場にはい上がろうとしていたので、泳げないのかもしれないと思い、念のために救命浮環を投げた。

操縦者は、本件釣り客が救命浮環につかまったことを見て溺れる虞がなくなったと思い、周囲に他船がおらず、独力で本船に引き上げることができないので、すぐに戻るかからと大声で伝えたところ、うなずいたように見え、本件釣り客の後に本船に乗せる予定であった常連の釣り客3人に救助を手伝ってもらおうと思い、約300m離れた瀬に向かい、3人を乗せて仏鼻の岩場に戻った。

本件釣り客は、救命浮環に右腕を通し、顔を仏鼻の岩場に向けて浮いており、呼び掛けに応じて顔を本船側に向け、釣り客3人が船首から投げたロープにつかまろうとしたが、つかむことができなくなっていた。

(写真2参照)



写真2 救助前の状況

本件釣り客は、本船のポートフック（^{かぎ}鉤付きの長い棒）で本船の船首方から右舷側方に手繰り寄せられ、12時20分ごろ本船に引き上げられたときには呼吸をしていなかった。

操縦者は、海上保安庁への連絡及び救急車の手配を行い、釣り客3

	<p>人が交替で本件釣り客に心肺蘇生術を施しながら、本船は、病院がすぐ近くにある仏鼻の岩場の北側の長崎市黒崎港に向かった。</p> <p>本件釣り客は、12時30分ごろ病院に搬送されたが、死亡が確認され、死因が溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約5～6m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5～1.0m、潮汐 上げ潮の末期</p> <p>海水温度 約17～18℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件タラップの通路部は、ステンレス鋼製であり、L字鋼の溶接構造の枠（幅約850mm、長さ約3.8m）及びグレーチングで構成され、船首甲板にピン軸受で固定され、可動できるようになっており、海面からの高さが、先端で約1.2m、船首部で約1.8mであった。</p> <p>本件タラップ先端には、岩場等との緩衝材として直径約630mm、厚さ約280mmの古タイヤ1本が取り付けられていた。</p> <p>本件タラップのハンドレールは、ステンレス鋼製の直径約34mmの丸棒が支持棒として使用されており、通路部の先端から約500mmを始点にピン軸受部まで、高さ約790mmの支持棒が、通路の左右に間隔約810mmで溶接付けされていた。</p> <p>本件タラップは、波浪の頂点付近で本件タラップ先端を岩場に押し付ければ、船体が波浪で上下動しても、ピン軸受部で可動し、船首部が本件タラップを跳ね上げることがなく、本件タラップ先端が岩場から離れる動きが抑えられるので、船首部を直接岩場に押し付ける瀬渡船と比較し、釣り客がより乗降しやすいものであった。</p> <p>(写真3参照)</p> <div data-bbox="571 1335 1131 1646" data-label="Image"> </div> <p>写真3 本件タラップの据付状況</p> <p>操縦者は、本件釣り客を本船に乗り込ませるため、ふだんどおり、機関を前進にして出力を調整しながら、船体が波浪の頂点付近で本件タラップ先端を仏鼻の岩場に押し付け、本件タラップは多少の上下動があった。</p> <p>操縦者は、本件釣り客に対し、両手に荷物を持たず、少なくとも片手を空けてハンドレールをつかむなどの安全な姿勢を確保して乗り込むようにとの指示をしていなかった。</p> <p>本件釣り客は、泳ぎはそれほど得意ではなかったものの、持病等が</p>

	<p>なく、健康状態は良好であった。</p> <p>本件釣り客の着用していた救命胴衣は、7.5kgの浮力を有するフローティングベストと称するものであった。</p> <p>(写真4参照)</p> <div data-bbox="667 360 967 622" data-label="Image"> </div> <p>写真4 本件釣り客が着用していた救命胴衣</p> <p>本事故当時の海水温度に対する生存可能時間は、「国際航空海上捜索救助マニュアル」によれば、6時間以上12時間未満であった。</p> <p>本件釣り客は、搬送された病院で検視が行われ、左手中指の爪が剥がれており、頭部、顔面等には外傷がなかったものの、肺の約2/3に水が入っていたことが確認された。</p> <p>釣り客3人は、いずれも操縦者から本件釣り客の後にすぐに迎えに来るからと言われて帰り支度をしており、本件釣り客が落水した状況を目撃していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>あり</p> <p>(1) 本件釣り客の死因は、溺水であった。</p> <p>(2) 本船は、仏鼻の岩場で釣り客の瀬渡し作業中、本件釣り客が、釣り道具等の荷物で両手が塞がった状態で本件タラップから本船に乗り込もうとしたことから、釣り竿及び餌箱を持った左腕が向かって左側のハンドレールに当たり、体勢が左方向に崩れた際、クーラーボックスを放した右手で一旦は左側のハンドレールをつかんだものの、体を支え切れず、落水したものと考えられる。</p> <p>(3) 本件釣り客は、操縦者が、両手に荷物を持たず、少なくとも片手を空けてハンドレールをつかむなどの安全な姿勢を確保して乗り込むようにとの指示をしていなかったこと、及び本件タラップに向かって左斜めから近づき、両手が塞がった状態で乗り込もうとしたことから、釣り竿及び餌箱を持った左腕が向かって左側のハンドレールに当たり、体勢が左方向に崩れ、落水に至った可能性があると考えられる。</p> <p>(4) 本件釣り客は、救命胴衣を適切に着用し、操縦者が投げた救命浮環につかまって溺れる虞がなくなっており、釣り客3人の応援を得て落水から約20分後に救助されたが、落水時に誤嚥<small>ごえん</small>したことから、溺水した可能性があると考えられる。</p>

	<p>(5) 操縦者は、操縦免許証が失効していたことから、小型船舶操縦士として本船に乗船してはならず、船舶所有者は、有効な操縦免許証を有する小型船舶操縦士を本船に乗船させなければならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が仏鼻の岩場で釣り客の瀬渡し作業中、本件釣り客が、釣り道具等の荷物で両手が塞がった状態で本件タラップから本船に乗り込もうとしたため、釣り竿及び餌箱を持った左腕が向かって左側のハンドレールに当たり、体勢が左方向に崩れた際、クーラーボックスを放した右手で一旦は左側のハンドレールをつかんだものの、体を支え切れず、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>本船は、本事故後、釣り客が落水した場合に備え、釣り客が自力で本船に上がれるようにステンレス鋼製の梯子^{はしご}を搭載したほか、瀬渡し作業中にも釣り客に指示できるようにハンズフリーマイクを装備し、乗船前の釣り客に対し、以下のことを注意喚起するようにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タラップで乗下船する際、両手に荷物を持たず、少なくとも片手は空け、ハンドレールを持つこと。 ・タラップの幅が狭いので、荷物を横に持たず、荷物と体が移動方向に一直線になるようにしてタラップ正面から乗り込むこと。 ・落水した場合は、慌てて泳ごうとせず、仰向けの状態で呼吸を確保して救助を待つこと。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タラップ付き瀬渡し船の船長は、釣り客をタラップで乗降させる際、釣り客に対し、両手が荷物で塞がった状態を避け、少なくとも片手は空け、ハンドレールを持つなどの安全な姿勢を確保して乗降するように指導すること。

付図1 事故発生場所

